

業務用乗用車の運行記録方法に関する告示についてのご案内

2016年4月11日

3月31日に政府は、「法人税法」第27条の2第2項、同法施行令第50条の2第5項、同法施行規則第27条の2第2項の委任により、業務用乗用車の運行記録方法を最終告示しました。

最終告示された業務用乗用車の運行記録方法は、当初発表した業務用乗用車の運行記録方法(案)よりは簡素化されたかたちで確定されました。

国税庁告示第2016-12号(2016. 4. 1.)

業務用乗用車の運行記録方法に関する告示

「法人税法」第27条の2第2項、同法施行令第50条の2第5項、同法施行規則第27条の2第2項の委任により、業務用乗用車の運行記録方法を次のとおり制定して告示します。

2016年4月1日

国税庁長

業務用乗用車の運行記録方法に関する告示

第1条（目的） この告示は、「法人税法」第27条の2第2項、同法施行令第50条の2第5項、同法施行規則第27条の2第2項において国税庁長に委任した業務用乗用車の運行記録方法を定めることを目的とする。

第2条（運行記録方法および書式） 業務用乗用車の運行記録方法は、別紙書式「業務用乗用車の運行記録簿」を作成することとするが、別紙書式上の車種、自動車登録番号、使用日誌、使用者、運行内訳が含まれた別途の書式で作成することができる。

第3条（業務目的の疎明） 法人は、課税官庁の要請時、業務用乗用車の管理規程、出張命令書などを通して業務目的を疎明しなければならない。

第4条（再検討期限） 「訓令・例規などの発令および管理に関する規定」（大統領令訓令第334号）によってこの告示発令後の法令や現実与件の変化などを検討してこの告示の廃止、改正などの処置をしなければならない期限は2019年3月31日までとする。

附則(2016. 4. 1. 国税庁告示第2016-12号)

第1条 (施行日) この告示は告示した日から施行する。

第2条 (適用例) この告示は告示した日以後に発生する業務用乗用車の取得・維持によって生じる費用の分から適用する。

第3条 (経過規定) この告示の施行前の2016年1月1日～2016年3月31日まで業務用乗用車を運行した記録に対しては関連証憑書類を保管し、「業務用乗用車の運行記録簿」を作成することができる。

- 以上 -

<添付> 業務用乗用車の運行記録簿に関する別紙書式

【業務用乗用車の運行記録簿に関する別紙書式】 <2016.4.1. 改正>

事業年度	. . . ~ . . .	業務用乗用車の運行記録簿	法 人 名	
			事 業 者 登 録 番 号	

1. 基本情報

①車種	②自動車登録番号

2. 業務用使用比率の計算

③使用 日付 (曜日)	④ 使用者		運行内訳					⑩備考
	部署	氏名	⑤走行前の 計器板の距離(km)	⑥走行後の 計器板の距離(km)	⑦走行距離(km)	業務用使用距離(km)		
						⑧通勤用(km)	⑨一般業務用(km)	
			⑪事業年度の総走行距離(km)			⑫事業年度の業務用使用距離(km)		⑬業務使用比率(⑫/⑪)

作成方法

1. ① 業務用乗用車の車種を記載します
2. ② 業務用乗用車の自動車登録番号を記載します。
3. ③ 使用日付を記載します。
4. ④ 使用者（運転者ではなく車両利用者）の部署、氏名を記載します。
5. ⑤ 走行前の自動車計器板の累積距離を記載します（当日に同一人が2回以上使用する場合、⑤欄を記載せず⑦欄に走行距離の合計のみを記載することができます）。
6. ⑥ 走行後の自動車計器板の累積距離を記載します（当日に同一人が2回以上使用する場合、⑥欄を記載せず⑦欄に走行距離の合計のみを記載することができます）。
7. ⑦ 使用時ごとに走行距離（⑥-⑤）を記載するか、使用者別の走行距離の合計を記載します。
8. ⑧ 業務用使用距離のうち、通勤用(遠隔地の通勤を含む)使用距離を記載します。
9. ⑨ 業務用使用距離のうち、製造・販売施設などの当該法人の事業場訪問、取引先・代理店の訪問、会議参加、販促活動、業務関連の教育・訓練などの一般業務用の使用距離を記載します。
10. ⑪~⑬ 当該事業年度の走行距離の合計、業務用使用距離の合計、業務使用比率を各々記載します。